

令和五年内閣府・財務省令第六号

内閣府・財務省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者の指定等に関する命令

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）第五十条第一項の規定に基づき、及び同法を実施するため、内閣府・財務省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者の指定等に関する命令を次のように定める。

（特定重要設備）

第一条 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（以下「法」という。）第五十条第一項の主務省令で定めるものは、預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第三十四条に規定する業務を行う事業については、同条第二号から第六号まで、第九号及び第十一号から第十三号までの業務（特定社会基盤役務の提供を行うために不可欠なものに限る。）に関するデータの処理（当該処理が停止した場合に当該業務に大きな支障が生ずるおそれがあるものに限る。）の全部又は一部を行うよう構成された情報処理システム（情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第二条第三項に規定する情報処理システムをいい、当該業務の運営のために特に必要なものに限る。以下この条において同じ。）並びに当該情報処理システムを稼働させる情報処理システムとする。

（特定社会基盤事業者の指定基準）

第二条 法第五十条第一項の主務省令で定める基準は、預金保険法第三十四条に規定する業務を行う事業については、同条の規定に基づきその事業を行う者であることとする。

（特定社会基盤事業者の指定の通知）

第三条 法第五十条第二項の規定による特定社会基盤事業者（前条に規定する特定社会基盤事業を行う者に限る。以下同じ。）の指定の通知は、様式第一による指定通知書によって行うものとする。

（特定社会基盤事業者の指定等に関する公示の方法）

第四条 法第五十条第二項（法第五十一条において準用する場合を含む。）の規定による特定社会基盤事業者の指定（法第五十一条において準

用する場合にあっては、指定の解除）の公示は、官報に掲載して行うものとする。

2 金融庁長官及び財務大臣は、前項の規定による公示をしたときは、当該公示の日付及び内容をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

（特定社会基盤事業者の名称等の変更の届出）

第五条 法第五十条第三項の規定による特定社会基盤事業者の名称又は住所の変更の届出は、様式第二による名称等変更届出書によって行わなければならない。

（特定社会基盤事業者の指定の解除の通知）

第六条 法第五十一条において準用する法第五十条第二項の規定による特定社会基盤事業者の指定の解除の通知は、様式第三による指定解除通知書によって行うものとする。

（親法人等）

第七条 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令（令和四年政令第三百九十四号。第二十条において「令」という。）第十号第三項の主務省令で定めるものは、次に掲げる法人等（会社、組合その他のこれらに準ずる事業体をいう。以下同じ。）とする。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて他の法人等の意思決定機関（同項に規定する意思決定機関をいう。第二号ホにおいて同じ。）を支配していないことが明らかであると認められる法人等を除く。

一 他の法人等（破産手続開始の決定、再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けた他の法人等その他これらに準ずる他の法人等であって、有効な支配従属関係が存在しないと認められるものを除く。以下この条において同じ。）の総株主等（総株主、総社員、総会員、総組合員又は総出資者をいう。以下同じ。）の議決権（株式会社にあつては、株主総会において決議をすることができ、ない株式についての議決権を除き、会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。）の過半数を自己の計算において所有している法人等

二 他の法人等の総株主等の議決権の百分の四十以上、百分の五十以下を自己の計算において所有している法人等であつて、次に掲げる要件のいずれかに該当するもの

イ 当該法人等が自己の計算において所有している議決権と当該法人等と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより当該法人等の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び当該法人等の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、当該他の法人等の総株主等の議決権の過半数を占めていること。

ロ 当該法人等の役員（取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）、監査役又はこれらに類する役員若しくは使用人である者、又はこれらであつた者であつて当該法人等が当該他の法人等の財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与えることができるものが、当該他の法人等の取締役会その他これに準ずる機関の構成員の過半数を占めていること。

ハ 当該法人等と当該他の法人等との間に当該他の法人等の重要な財務及び営業又は事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること。

ニ 当該他の法人等の資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。以下ニにおいて同じ。）の総額の過半について当該法人等が融資（債務の保証及び担保の提供を含む。以下ニにおいて同じ。）を行っていること（当該法人等と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を合わせて資金調達額の総額の過半となる場合を含む。）。

ホ その他当該法人等が当該他の法人等の意思決定機関を支配していることが推測される事実が存在すること。

三 法人等が自己の計算において所有している議決権と当該法人等と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより当該法人等の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び当該法人等の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、他の法人等の総株主等の議決権の過半数を占めている場合（当該法人等が自己の

計算において議決権を所有していない場合を含む。）における当該法人等であつて、前号ロからホまでに掲げる要件のいずれかに該当するもの

（重要維持管理等）

第八条 法第五十二条第一項の特定重要設備の機能を維持するため又は当該特定重要設備に係る特定社会基盤役務を安定的に提供するために重要であり、かつ、これらを通じて当該特定重要設備が我が国の外部から行われる特定社会基盤役務の安定的な提供を妨害する行為の手段として使用されるおそれがあるものとして主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 維持管理

二 操作

（導入等計画書の届出）

第九条 法第五十二条第一項の導入等計画書は、特定重要設備の導入を行う場合にあっては様式第四（一）によるものとし、特定重要設備の重要維持管理等を行わせる場合にあっては様式第四（二）によるものとする。

2 法第五十二条第一項の主務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。ただし、有効期間又は有効期限のあるものにあつては、同項の規定による届出の日において有効なものに、その他のものにあつては、当該届出の日前三月以内に作成されたものに限る。

一 特定重要設備の供給者及び構成設備（第十二条に規定する構成設備をいう。）の供給者又は特定重要設備の重要維持管理等の委託の相手方及び当該委託の相手方から重要維持管理等の再委託を受けた者（当該再委託を受けた者が他の事業者にも再委託して重要維持管理等を行わせる場合にあっては、当該再委託の相手方を含む。以下「再委託の相手方等」という。）（以下「供給者等」という。）の登記事項証明書（これに準ずるものを含む。）

二 供給者等の役員（次に掲げる法人等の区分に応じ、それぞれ次に定める者をいう。以下同じ。）の旅券（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条第五号に掲げる旅券をいう。以下この号において同じ。）の写し、戸籍抄本若しくは戸籍記載事項証明書又は本籍の記載のある住民票の写し（当該役員が外国人である場合にあっては、旅券の写し、同法第十九条の三に規定する在留カードの写し、日本国との平和条約に

基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七條第一項に規定する特別永住者証明書の写しその他の氏名、生年月日及び国籍等（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十條の四十五に規定する国籍等をいう。以下同じ。）を証する書類）

イ 株式会社 取締役（指名委員会等設置会社にあつては、取締役及び執行役）

ロ 持分会社（会社法第五百七十五條第一項に規定する持分会社をいう。） 業務を執行する社員

ハ 一般社団法人、一般財団法人及び中小企業等協同組合 理事

ニ 組合（民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七條第一項に規定する組合契約によつて成立する組合をいう。） 組合員（同法第六百七十條第三項の規定により業務執行者（同項に規定する業務執行者をいう。以下二において同じ。）が業務を執行する組合にあつては、当該業務執行者）ホ その他の法人等 イからニまでに定める者に準ずる者

（特定重要設備の導入を行うこと等が緊急やむを得ない場合）

第十条 法第五十二條第一項ただし書の主務省令で定める場合は、特定社会基盤役務の提供に支障が生じ、又は生ずるおそれがある場合（特定社会基盤事業者が、同項本文の規定の適用を免れる目的で特定社会基盤役務の安定的な提供に支障が生ずるおそれを生じさせた場合を除く。）であつて、他の事業者から特定重要設備の導入を緊急に行い、又は他の事業者に委託して特定重要設備の重要維持管理等を緊急に行わせることがその支障の除去又は発生の防止のために必要であり、かつ、他に適当な方法がない場合とする。

2 法第五十二條第十一項の緊急導入等届出書は、特定重要設備の導入を行った場合にあつては様式第五（一）によるものとし、特定重要設備の重要維持管理等を行わせた場合にあつては様式第五（二）によるものとする。

（法第五十二條第二項第二号ロの主務省令で定めるもの）

第十一条 法第五十二條第二項第二号ロの主務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。
一 特定重要設備の供給者の名称及び代表者の氏名、住所並びにその設立に当たつて準拠し

た法令を制定した国又は地域（以下「設立準拠法国等」という。）（個人である場合にあつては、氏名、住所及び国籍等）

二 特定重要設備の供給者の総株主等の議決権の百分の五以上の議決権の数を直接に保有する者の名称又は氏名、設立準拠法国等又は国籍等及びその保有する議決権の数の当該供給者の総株主等の議決権の数に占める割合

三 特定重要設備の供給者の役員の氏名、生年月日及び国籍等

四 届出の日（二月前の日以前に終了した直近の三事業年度のうち、いずれか一の事業年度における特定重要設備の供給者の売上高の総額のうちに同一の国又は地域に属する外国政府等（外国の政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体、外国の中央銀行又は外国の政党その他の政治団体をいう。以下同じ。）との取引に係る売上高の合計額の占める割合が百分の二十五以上である場合にあつては、当該事業年度、当該外国政府等の名称及び当該外国政府等との取引に係る売上高の額の当該事業年度における特定重要設備の供給者の売上高の総額に占める割合

五 特定重要設備を製造する工場又は事業場の所在地

（構成設備）

第十二条 法第五十二條第二項第二号ハに規定する特定重要設備の一部を構成する設備、機器、装置又はプログラムであつて特定妨害行為の手段として使用されるおそれがあるもの（以下「構成設備」という。）は、次に掲げるもの（その他の設備、機器、装置又はプログラムのうち、第一条に規定する業務の運営のために特に必要なものとする。）

一 業務アプリケーション
二 オペレーティングシステム
三 ミドルウェア
四 サーバー

（法第五十二條第二項第二号ハの主務省令で定めるもの）

第十三条 法第五十二條第二項第二号ハの主務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 構成設備の種類、名称及び機能
二 構成設備の供給者の名称及び代表者の氏名、住所並びに設立準拠法国等（個人である場合にあつては、氏名、住所及び国籍等）
三 構成設備の供給者の総株主等の議決権の百分の五以上の議決権の数を直接に保有する者

の名称又は氏名、設立準拠法国等又は国籍等及びその保有する議決権の数の当該供給者の総株主等の議決権の数に占める割合

四 構成設備の供給者の役員の氏名、生年月日及び国籍等

五 届出の日（二月前の日以前に終了した直近の三事業年度のうち、いずれか一の事業年度における構成設備の供給者の売上高の総額のうちに同一の国又は地域に属する外国政府等との取引に係る売上高の合計額の占める割合が百分の二十五以上である場合にあつては、当該事業年度、当該外国政府等の名称及び当該外国政府等との取引に係る売上高の額の当該事業年度における構成設備の供給者の売上高の総額に占める割合

六 構成設備を製造する工場又は事業場の所在地

（法第五十二條第二項第三号ロの主務省令で定めるもの）

第十四条 法第五十二條第二項第三号ロの主務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 重要維持管理等の委託の相手方の名称及び代表者の氏名、住所並びに設立準拠法国等（個人である場合にあつては、氏名、住所及び国籍等）

二 重要維持管理等の委託の相手方の総株主等の議決権の百分の五以上の議決権の数を直接に保有する者の名称又は氏名、設立準拠法国等又は国籍等及びその保有する議決権の数の当該委託の相手方の総株主等の議決権の数に占める割合

三 重要維持管理等の委託の相手方の役員の氏名、生年月日及び国籍等

四 届出の日（二月前の日以前に終了した直近の三事業年度のうち、いずれか一の事業年度における重要維持管理等の委託の相手方の売上高の総額のうちに同一の国又は地域に属する外国政府等との取引に係る売上高の合計額の占める割合が百分の二十五以上である場合にあつては、当該事業年度、当該外国政府等の名称及び当該外国政府等との取引に係る売上高の額の当該事業年度における重要維持管理等の委託の相手方の売上高の総額に占める割合

（法第五十二條第二項第三号ハの主務省令で定めるもの）

第十五条 法第五十二條第二項第三号ハの主務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 重要維持管理等の委託の相手方が他の事業者（以下「再委託する重要維持管理等の内容及び時期又は期間」）

二 重要維持管理等の再委託を受けた者が他の事業者（以下「再委託する重要維持管理等の内容及び時期又は期間」）

三 再委託の相手方等の名称及び代表者の氏名、住所並びに設立準拠法国等（個人である場合にあつては、氏名、住所及び国籍等）

四 再委託の相手方等の総株主等の議決権の百分の五以上の議決権の数を直接に保有する者の名称又は氏名、設立準拠法国等又は国籍等及びその保有する議決権の数の当該再委託の相手方等の総株主等の議決権の数に占める割合

五 再委託の相手方等の役員の氏名、生年月日及び国籍等

六 届出の日（二月前の日以前に終了した直近の三事業年度のうち、いずれか一の事業年度における再委託の相手方等の売上高の総額のうちに同一の国又は地域に属する外国政府等との取引に係る売上高の合計額の占める割合が百分の二十五以上である場合にあつては、当該事業年度、当該外国政府等の名称及び当該外国政府等との取引に係る売上高の額の当該事業年度における再委託の相手方等の売上高の総額に占める割合

（法第五十二條第二項第四号の主務省令で定める事項）

第十六条 法第五十二條第二項第四号の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 特定重要設備の導入を行うに当たつて特定社会基盤事業者が講ずる特定妨害行為を防止するための措置

二 特定重要設備の重要維持管理等を行わせるに当たつて特定社会基盤事業者が講ずる特定妨害行為を防止するための措置

（導入等計画書の届出の例外）

第十七条 特定社会基盤事業者は、重要維持管理等の委託の相手方又は再委託の相手方等が他の事業者（以下「再委託する重要維持管理等の内容及び時期又は期間」）に再委託して重要維持管理等を行わせる場合において、次に掲げるいずれの場合にも該当するときは、導入等計画書にその旨を記載するとともに、該当することを証する書類を添付することにより、該当再委託に係る第十五條第一号、第二号及び第四号から第六号までに掲げ

る事項の記載並びに第九条第二項第二号に掲げる書類の添付を省略することができる。

一 特定社会基盤事業者が、当該再委託に係る第十五条第一号及び第二号に掲げる事項を把握するための措置を講じているとき。

二 特定社会基盤事業者又は当該再委託を受けた者に再委託した者が、当該再委託を受けた者において次に掲げる措置が講じられていることを確認するために必要な措置を講じているとき。

イ 当該再委託を受けた者が、再委託された重要維持管理等を行う区域を特定し、特定された当該区域への立入りを制限することその他の当該区域への不正なアクセスを予防するための措置

ロ 当該再委託を受けた者が、再委託された重要維持管理等に係る業務に従事する職員による特定重要設備の重要維持管理等に関する記録の保管のための手順及びその確認の手順を定め、これを遵守させることその他の方法により、重要維持管理等を行う特定重要設備に対する不正な操作又は不正な行為の有無を、定期に又は随時に、監査することとしていること。

(期間の短縮に関する通知)

第十八条 金融庁長官及び財務大臣は、法第五十二條第三項ただし書及び第五項(これらの規定を法第五十四條第二項(同条第五項において準用する場合を含む。以下同じ。))において準用する場合を含む。)の規定により特定重要設備の導入を行い、又は重要維持管理等を行わせてはならない期間を短縮するときは、短縮の期間を記載した通知書を導入等計画書の届出をした特定社会基盤事業者に交付する方法により行うものとする。

(期間の延長に関する通知)

第十九条 金融庁長官及び財務大臣は、法第五十二條第四項(法第五十四條第二項において準用する場合を含む。)の規定により特定重要設備の導入を行い、又は重要維持管理等を行わせてはならない期間を延長するときは、延長の期間を記載した通知書を導入等計画書の届出をした特定社会基盤事業者に交付する方法により行うものとする。

(法第五十二條第七項の通知の手続)

第二十条 令第十一條の規定に基づく通知は、様式第六により行うものとする。

(勧告に係る変更を加えた導入等計画書の届出)

第二十一条 法第五十二條第八項(法第五十五條第三項において準用する場合を含む。)の規定による届出は、第九条第二項各号に掲げる書類(有効期間又は有効期限のあるものにあつては当該届出の日において有効なものに、その他のものにあつては当該届出日前三月以内に作成されたものに限る。)を添付して、特定重要設備の導入を行う場合にあつては様式第四(一)により、特定重要設備の重要維持管理等を行わせる場合にあつては様式第四(二)により行うものとする。

(勧告を受けた特定社会基盤事業者に対する命令)

第二十二条 金融庁長官及び財務大臣は、法第五十二條第十項(法第五十四條第二項及び第五十五條第三項において準用する場合を含む。)の規定により、法第五十二條第六項(法第五十四條第二項において準用する場合を含む。)並びに第五十五條第一項及び第二項の規定による勧告を受けた特定社会基盤事業者に命令をするときは、当該特定社会基盤事業者に対する命令の内容を記載した文書を交付する方法により行うものとする。

(重要な変更の届出)

第二十三条 法第五十四條第一項の主務省令で定める重要な変更は、次のとおりとする。

一 法第五十二條第二項第一号に掲げる事項に係る変更

二 法第五十二條第二項第二号イに掲げる事項に係る変更(特定重要設備の導入の内容を変更する場合におけるものに限る。)

三 法第五十二條第二項第二号ロに掲げる事項に係る変更のうち次に掲げるもの

イ 特定重要設備の供給者の名称、住所又は設立準拠法国家等(個人である場合にあつては、氏名、住所又は国籍等)の変更(住所の変更にあつては、国名を変更する場合におけるものに限る。以下この項において同じ。)

ロ 第十一条第五号に掲げる事項に係る変更(工場又は事業場の所在する国名を変更する場合におけるものに限る。)

四 法第五十二條第二項第二号ハに掲げる事項に係る変更のうち次に掲げるもの

イ 第十三條第一号に掲げる事項に係る変更
ロ 構成設備の供給者の名称、住所又は設立準拠法国家等(個人である場合にあつては、氏名、住所又は国籍等)の変更

ハ 第十三條第六号に掲げる事項に係る変更(工場又は事業場の所在する国名を変更する場合におけるものに限る。)

五 法第五十二條第二項第三号イに掲げる事項に係る変更(重要維持管理等を行わせる期間を短縮するものを除く。)

六 法第五十二條第二項第三号ロに掲げる事項のうち、重要維持管理等の委託の相手方の名称、住所又は設立準拠法国家等(個人である場合にあつては、氏名、住所又は国籍等)の変更(重要維持管理等の委託を行った後に変更する場合(重要維持管理等の委託の相手方の名称(個人である場合にあつては、氏名)を変更するものを除く。))を除く。)

七 法第五十二條第二項第三号ハに掲げる事項に係る変更のうち次に掲げるもの

イ 第十五條第一号又は第二号に掲げる事項に係る変更(重要維持管理等を行わせる期間を短縮するものを除く。)

ロ 再委託の相手方等の名称、住所又は設立準拠法国家等(個人である場合にあつては、氏名、住所又は国籍等)の変更(重要維持管理等の委託を行った後に変更する場合(再委託の相手方等の名称(個人である場合にあつては、氏名)を変更するものを除く。))を除く。)

八 第十六條各号に掲げる事項に係る変更
法第五十四條第一項(同条第五項において準用する場合を含む。次項及び第四項において同じ。)の導入等計画書の変更の案は、特定重要設備の導入を行う場合にあつては様式第七(一)によるものとし、特定重要設備の重要維持管理等を行わせる場合にあつては様式第七(二)によるものとする。

3 法第五十四條第一項の主務省令で定める書類は、第九條第二項各号に掲げる書類(有効期間又は有効期限のあるものにあつては法第五十四條第一項の規定による届出の日において有効なものに、その他のものにあつては当該届出の日前三月以内に作成されたものに限る。)とする。

ただし、供給者等の名称及び代表者の氏名、住所並びに設立準拠法国家等に変更がないときは、第九條第二項第一号に掲げる書類の添付を、供給者等の役員の氏名、生年月日及び国籍等に変更がないときは、同項第二号に掲げる書類の添付を省略することができる。

4 法第五十四條第一項ただし書の主務省令で定める場合は、特定社会基盤役務の提供に支障が生じ、又は生ずるおそれがある場合(特定社会基盤事業者が、同項本文の規定の適用を免れる目的で特定社会基盤役務の安定的な提供に支障が生ずるおそれを生じさせた場合を除く。)であつて、導入等計画書を変更して他の事業者から特定重要設備の導入を緊急に行い、又は他の事業者が委託して特定重要設備の重要維持管理等を緊急に行わせることがその支障の除去又は発生の防止のために必要であり、かつ、他に適当な方法がない場合とする。

5 法第五十四條第二項において準用する法第五十二條第八項の規定による届出は、第九条第二項各号に掲げる書類(有効期間又は有効期限のあるものにあつては当該届出の日において有効なものに、その他のものにあつては当該届出の日前三月以内に作成されたものに限る。)を添付して、特定重要設備の導入を行う場合の導入等計画書の変更をする場合にあつては様式第七(一)により、特定重要設備の重要維持管理等を行わせる場合の導入等計画書の変更をする場合にあつては様式第七(二)により行うものとする。ただし、供給者等の名称及び代表者の氏名、住所並びに設立準拠法国家等に変更がないときは、同項第一号に掲げる書類の添付を、供給者等の役員の氏名、生年月日及び国籍等に変更がないときは、同項第二号に掲げる書類の添付を省略することができる。

6 法第五十四條第三項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定による届出は、特定重要設備の導入を行う場合の導入等計画書の変更をした場合にあつては様式第八(一)により、特定重要設備の重要維持管理等を行わせる場合の導入等計画書の変更をした場合にあつては様式第八(二)により行うものとする。

(軽微な変更)

第二十四条 法第五十四條第四項の主務省令で定める軽微な変更は、次のとおりとする。

一 法第五十二條第二項第二号ロに掲げる事項に係る変更のうち次に掲げるもの

イ 特定重要設備の供給者の住所の変更(国名を変更する場合におけるものを除く。以下この条において同じ。)

ロ 第十一条第二号に掲げる事項のうち、特定重要設備の供給者の総株主等の議決権の百分の五以上の議決権の数を直接に保有する者の当該議決権の数の当該供給者の総株

主、又は生ずるおそれがある場合(特定社会基盤事業者が、同項本文の規定の適用を免れる目的で特定社会基盤役務の安定的な提供に支障が生ずるおそれを生じさせた場合を除く。)であつて、導入等計画書を変更して他の事業者から特定重要設備の導入を緊急に行い、又は他の事業者が委託して特定重要設備の重要維持管理等を緊急に行わせることがその支障の除去又は発生の防止のために必要であり、かつ、他に適当な方法がない場合とする。

主等の議決権の数に占める割合の変更（次に掲げる場合におけるものを除く。）

(1) 当該割合が増加することにより、新たに特定重要設備の供給者の総株主等の議決権の百分の二十五以上三分の一未満の議決権の数を直接に保有する者に該当する者がある場合

(2) 当該割合が増加することにより、新たに特定重要設備の供給者の総株主等の議決権の三分の一以上百分の五十未満の議決権の数を直接に保有する者に該当する者がある場合

(3) 当該割合が増加することにより、新たに特定重要設備の供給者の総株主等の議決権の百分の五十以上の議決権の数を直接に保有する者に該当する者がある場合（前条第五号に掲げる事項に係る変更（前条第一項第二号ロに該当するものを除く。）

二 法第五十二条第二項第二号ハに掲げる事項に係る変更のうち次に掲げるもの

イ 構成設備の供給者の住所の変更
ロ 第十三条第三号に掲げる事項のうち、構成設備の供給者の総株主等の議決権の百分の五十以上の議決権の数を直接に保有する者の当該議決権の数の当該供給者の総株主等の議決権の数に占める割合の変更（次に掲げる場合におけるものを除く。）

(1) 当該割合が増加することにより、新たに構成設備の供給者の総株主等の議決権の百分の二十五以上三分の一未満の議決権の数を直接に保有する者に該当する者がある場合

(2) 当該割合が増加することにより、新たに構成設備の供給者の総株主等の議決権の三分の一以上百分の五十未満の議決権の数を直接に保有する者に該当する者がある場合

(3) 当該割合が増加することにより、新たに構成設備の供給者の総株主等の議決権の百分の五十以上の議決権の数を直接に保有する者に該当する者がある場合（前条第一項第四号ハに該当するものを除く。）

三 法第五十二条第二項第三号ロに掲げる事項に係る変更のうち次に掲げるもの

イ 重要維持管理等の委託の相手方の住所の変更
ロ 第十四条第二号に掲げる事項のうち、重要維持管理等の委託の相手方の総株主等の議決権の百分の五十以上の議決権の数を直接に保有する者の当該議決権の数の当該委託の相手方の総株主等の議決権の数に占める割合の変更（次に掲げる場合におけるものを除く。）

(1) 当該割合が増加することにより、新たに重要維持管理等の委託の相手方の総株主等の議決権の百分の二十五以上三分の一未満の議決権の数を直接に保有する者に該当する者がある場合

(2) 当該割合が増加することにより、新たに重要維持管理等の委託の相手方の総株主等の議決権の三分の一以上百分の五十未満の議決権の数を直接に保有する者に該当する者がある場合

(3) 当該割合が増加することにより、新たに重要維持管理等の委託の相手方の総株主等の議決権の百分の五十以上の議決権の数を直接に保有する者に該当する者がある場合

四 法第五十二条第二項第三号ハに掲げる事項に係る変更のうち次に掲げるもの

イ 再委託の相手方等の住所の変更
ロ 第十五条第四号に掲げる事項のうち、再委託の相手方等の総株主等の議決権の百分の五十以上の議決権の数を直接に保有する者の当該議決権の数の当該再委託の相手方等の総株主等の議決権の数に占める割合の変更（次に掲げる場合におけるものを除く。）

(1) 当該割合が増加することにより、新たに再委託の相手方等の総株主等の議決権の百分の二十五以上三分の一未満の議決権の数を直接に保有する者に該当する者がある場合

(2) 当該割合が増加することにより、新たに再委託の相手方等の総株主等の議決権の三分の一以上百分の五十未満の議決権の数を直接に保有する者に該当する者がある場合

(3) 当該割合が増加することにより、新たに再委託の相手方等の総株主等の議決権の百分の五十以上の議決権の数を直接に保有する者に該当する者がある場合（変更の報告）

第二十五条 法第五十四条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による報告（次項の規定による変更に係る事項の報告を除く。以下この項において同じ。）は、第九条第二項各号に掲げる書類（有効期間又は有効期限のあるものにあつては法第五十四条第四項の規定による報告の日において有効なものに、その他のものにあつては当該報告の日前三月以内に作成されたものに限る。）を添付して、特定重要設備の導入を行う場合の導入等計画書の変更をした場合にあつては様式第九（一）により、特定重要設備の重要維持管理等を行わせる場合の導入等計画書の変更をした場合にあつては様式第九（二）により行うものとする。ただし、供給者等の代表者の氏名、住所及び設立準拠法国等に変更がないときは、第九条第二項第一号に掲げる書類の添付を、供給者等の役員の氏名、生年月日及び国籍等に変更がないときは、同項第二号に掲げる書類の添付を省略することができる。

2 法第五十四条第四項の主務省令で定める変更は、構成設備の種類、名称又は機能の変更とする。

3 前項の規定による変更の報告は、様式第十により行うものとする。

第二十六条 法第五十八条第二項の規定により特定社会基盤事業者に対する立入検査をする職員は、身分を示す証明書は、様式第十一によるものとする。

附 則 この命令は、法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則（令和五年二月二十六日内閣府・財務省令第七号） この命令は、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和五年十一月十七日）から施行する。

様式第一（第三条関係）

様式第二（第五条関係）

様式第二（第五条関係）

名称等変更届書

年 月 日

届 出 者

代表者の氏名

次のとおり変更するので、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第58条第3項の規定により、届け出ます。

変 更 項	変 更 前	変 更 後
名称又は住所		
変更年月日		
変更の理由		

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第三 (第六関係)		第 号															
監 定 解 除 通 知 書 年 月 日 殿 金融庁長官 財 務 大 臣 (20年官機) 証券業務を一括的に譲受することによる安全保障の確保の確保に関する出席 の報告(関係書類第 43 号) 第 13 条の規定により指定された監定機関等から、この 報告を提出したもので、関係において事項とする同法第 50 条第 2 項の規定により、 下記のとおり通知する。 記 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">名</td> <td style="width: 30%;">称</td> <td style="width: 40%;"></td> </tr> <tr> <td>住</td> <td>所</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">特定社会保険年金 の 種 別</td> </tr> <tr> <td colspan="3">指定をした年月日</td> </tr> <tr> <td colspan="3">指定を解除した 年 月 日</td> </tr> </table>			名	称		住	所		特定社会保険年金 の 種 別			指定をした年月日			指定を解除した 年 月 日		
名	称																
住	所																
特定社会保険年金 の 種 別																	
指定をした年月日																	
指定を解除した 年 月 日																	

第四二〇一（個人事業第一項、第二十八項関係）

個人計画書（特定産業設備の導入を行う場合）

期 年 月 日

住 所
 氏 姓
 代表者の氏名

貴事業者は、特許に該当するものとなる特定産業設備の導入を行う事業（以下「事業」という。）を、特定産業設備の導入を行うもの、表のとおり行います。

1. 特定産業設備の種類
 特定産業設備の種類
 特定産業設備の名称
 特定産業設備の種類
 特定産業設備の名称
 特定産業設備の種類
 特定産業設備の名称
 特定産業設備の種類
 特定産業設備の名称
 特定産業設備の種類
 特定産業設備の名称

（以下省略）

2. 特定産業設備の導入の趣旨は、第1項において定める特定産業設備の導入、及びそのものを必要とするもの、表のとおり行います。

特定産業設備の導入の趣旨は、第一、第二の特定産業設備の導入から入行する特定産業設備の導入（設備、装置等）を必要とするもの、表のとおり行います。

3. 特定産業設備の導入の、趣旨は、特定産業設備を必要とするもの、表のとおり行います。

4. 特定産業設備を必要とするもの、趣旨は、特定産業設備を必要とするもの、表のとおり行います。

特定産業設備を必要とするもの、趣旨は、特定産業設備を必要とするもの、表のとおり行います。

5. 特定産業設備を必要とするもの、趣旨は、特定産業設備を必要とするもの、表のとおり行います。

特定産業設備を必要とするもの、趣旨は、特定産業設備を必要とするもの、表のとおり行います。

6. 特定産業設備を必要とするもの、趣旨は、特定産業設備を必要とするもの、表のとおり行います。

特定産業設備を必要とするもの、趣旨は、特定産業設備を必要とするもの、表のとおり行います。

[illegible][illegible]

[illegible][illegible]

注 用紙の大きさは、日本産業規格A-4とすること。

格式第四(二)(第九条第一项、第二十一条)

入等計画書（特定重要設備の重要維持管理等を行わせる場合）

年 月 日

住 所
名 稱
代表者の氏名

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第52条第1項の規定により、特定重要設備の重要維持管理等を行わせるので、次のとおり届け出ます。

特定重要設備の種類	
特定重要設備の名称	
特定重要設備の機能	
特定重要設備を設置する場所	
特定重要設備を使用する場所	

(記載上の注意)

1. 「特定重要設備の種類」の欄には、第1条において定める特定重要設備のうち、該当するものを記載することとする。
2. 「特定重要設備の種類」の欄には、同一の種類の特重要設備から直接維持管理等を行わせる特定重要設備を特定する事項（品名、型番等）を記載することとする。
3. 「特定重要設備の種類」の欄には、特定社会基盤設備を安定的に提供するため特定重要設備が有する固有の役割を特定する内容を記載することとする。
4. 「特定重要設備を管理する場所」及び「特定重要設備を使用する場所」の欄には、その設備の所在地の所在地とすることと都道府県名をも記載することとし、所在地が不明の場合は、これに相当するものを記載することとする。

[illegible][illegible][illegible]

[illegible][illegible]

きる品質保証体制の構築したことを確認している。		
④-2 特定社会基盤事業者 ¹⁾ は、構成設備の供給者が、構成設備の製造工場（開工後、構築工事を完了）における不正な変更（設計を含む）において、信頼できる品質保証体制の構築したことを確認している。 ※ 特定重要設備の供給者を通じて確認している場合も含む。	□	
④-1-1 特定社会基盤事業者は、特定重要設備の供給者が、特定重要設備の製造工場（構築工事を完了）における不正な変更（設計を含む）について定期的に随時確認し、報告したことを確認している。	□	
④-1-2 特定社会基盤事業者 ¹⁾ は、構成設備の供給者が、構成設備の製造工場（開工後、構築工事を完了）における不正な変更（設計を含む）について定期的に随時確認し、報告したことを確認している。 ※ 特定重要設備の供給者を通じて確認している場合も含む。	□	
④-1-3 特定社会基盤事業者は、特定重要設備の供給者が特定重要設備の製造工場（構築工場を含む）において、定められた要員以外のアクセスできないよう、アクセス可能な要員を物理的（電線カマサ等の入退管理等）かつ論理的（パスワードのシステム等へのアクセス制御）に適切に制限していることを確認している。	□	
④-2 特定社会基盤事業者 ¹⁾ は、構成設備の供給者が構成設備の製造工場（構築工場を含む）において、定められた要員以外のアクセスできないよう、アクセス可能な要員を物理的（電線カマサ等の入退管理等）かつ論理的（パスワード等のアクセス制御）に適切に制限していることを確認している。	□	

※ 特定重要設備の供給者を通じて確認している場合も含む。		
④ 特定社会基盤事業者は、特定重要設備をインターネット回線と接続する場合に、特定重要設備に、不正のアクセスを防止するための機能を実装し、その利用をウェブブラウザ等を用いる適切な制限・実施している。	□	
⑤ 特定社会基盤事業者は、特定重要設備の供給者が特定重要設備の導入に際するが、特定重要設備の設置等によって不正な変更を加えることを防止する制御の策、取組等が適切であることを確認している。	□	
⑥-1 特定社会基盤事業者は、導入した特定重要設備に不正な変更やそのおそれがあることを発見した場合に、特定重要設備の供給者が迅速な調査や入退管理等に協力することが実施されていることを確認している。	□	
⑥-2 特定社会基盤事業者 ¹⁾ は、導入した特定重要設備の構成設備に不正な変更やそのおそれがあることを発見した場合に、構成設備の供給者が迅速な調査や入退管理等に協力することが実施されていることを確認している。 ※ 特定重要設備の供給者を通じて確認している場合も含む。	□	
（2）特定重要設備又は構成設備について、将来的に保守・点検等が必要となることが見込まれる場合に、当該保守・点検等を行うことができる者が特定重要設備又は構成設備の供給者に認められなければならない場合もある。供給者を指定している。		
⑦-1 特定社会基盤事業者は、特定重要設備の供給者によるサービス保証（故障対応や脆弱性対応等）が十分に満たされることを確認している。	□	

④-2 特定社会基盤事業者 ¹⁾ は、構成設備の供給者によるサービス保証（故障対応や脆弱性対応等）が十分に満たされることを確認している。 ※ 特定重要設備の供給者を通じて確認している場合も含む。	□	
④-1-1 特定社会基盤事業者は、特定重要設備のサービス保証（故障対応や脆弱性対応等）が適切に定められた要員を要員として、代替手段の検討等の必要な対策を自ら講じている。	□	
④-1-2 特定社会基盤事業者 ¹⁾ は、構成設備のサービス保証（故障対応や脆弱性対応等）が適切に定められた要員を要員として、代替手段の検討等の必要な対策を自ら講じている。 ※ 特定重要設備の供給者において検討している場合も含む。	□	
（3）特定重要設備及び構成設備について、不正な操作が行われる危険を初期可能な段階から取り、不正な操作が抑えられた場合であっても、元来危険な状態にいたり、不正な操作による危険な状態を発生させない構成となっている。		
④ 特定社会基盤事業者は、プラットフォームに感染した場合等の特定重要設備に対する不正な操作が行われるおそれがある場合の脆弱性の脆弱性である脆弱（バックアップの脆弱性、脆弱性、脆弱性の脆弱性）を適切に、代替手段の検討等について、自ら講じている。	□	
④ 特定社会基盤事業者は、脆弱性の脆弱性の脆弱セキュリティインシデントが発生した場合は対応方針・手順・マニュアル等の脆弱性、脆弱性の脆弱性の脆弱性の脆弱性を自ら講じている。	□	
④ 特定社会基盤事業者は、特定社会基盤事業者又は特定重要設備の供給者が、特定重要設備についてアクセス制御に関する仕組みを備え、特定重要設備に対する	□	

不正なアクセスを監視する仕組みを導入して実施したことを確認している。		
（4）特定社会基盤事業者が、特定重要設備及び構成設備の供給者や委託（関係会社等）の操作等について、適切な監視を行い、我が国の法令や国際的な規定に抵触した場合は速やかに対応している。		
④-1 特定社会基盤事業者は、特定重要設備の供給者が、導入したサービス保証（故障対応や脆弱性対応等）が適切に定められた要員を要員として、代替手段の検討等の必要な対策を自ら講じている。	□	
④-2 特定社会基盤事業者 ¹⁾ は、構成設備の供給者が、導入したサービス保証（故障対応や脆弱性対応等）が適切に定められた要員を要員として、代替手段の検討等の必要な対策を自ら講じている。 ※ 特定重要設備の供給者を通じて確認している場合も含む。	□	
（5）特定社会基盤事業者は、特定重要設備及び構成設備の供給者や委託（関係会社等）の操作等について、適切な監視を行い、我が国の法令や国際的な規定に抵触した場合は速やかに対応している。		
④-1 特定社会基盤事業者は、特定重要設備の供給者が、外部の法的環境や外部主体の指示（明示的なものだけでなく暗黙の指示を含む）によって、特定社会基盤事業者との関係に違反する行為が生じている可能性がある場合、これを特定社会基盤事業者に対して報告することを契約により担保している。	□	
④-2 特定社会基盤事業者 ¹⁾ は、構成設備の供給者が、外部の法的環境や外部主体の指示（明示的なものだけでなく暗黙の指示を含む）によって、特定社会基盤事業者又は特定重要設備の供給者等との関	□	

前に譲渡する行為がなされていた可能性がある場合、これを特定社会基盤事業者又は特定重要施設の供給者等に対して報告することと期間等により関係している。		
※ 特定重要施設の供給者等を通じて関係している場合を含む。		
第 4 項 特定社会基盤事業者は、特定重要施設を役使し又は利用している場所において、電気メータやフローメータ等の計測機器を得ることを主目的とした機器を設置し又は使用する場合、当該機器の供給者の本工事（当該工事の電気工事等）の施工の進捗状況を把握又は関係に保有する者の本工事を含む。）の立地する場所の法的環境等により、当該機器の稼働維持の困難い場合が影響を受けないことを確認している。	□	
（6）特定社会基盤事業者が、特定重要施設及び構成設備の供給者や委託（両委託を含む。）の相手方に対して、我が国の外部からの影響を利用するに資する情報の提供が受けられることを契約等により関係している。また、関係終了後も当該情報について変更があった場合に、速時に情報提供を受けられることを契約等により関係している。		
第 5 項 特定社会基盤事業者は、特定重要施設及び構成設備の供給者（名称・所在地、役員や株主総会等、事業計画の承認、投資又は製品を製造する工場等の所在地、事業に必要とする者の所属・専門知識・技能等）をリアルタイムに提供する機器・情報システム等に係る関係・情報提供を受けることを契約等により関係している。	□	
また、特定社会基盤事業者は、関係設備に上記の事項について変更があった場合に、速時に情報提供を受けることを契約等により関係している。		
〔記載上の注意〕		

1. それぞれの項目を確認している場合は、□に印を付けること。印を付した項目については、当該項目に課している必要がある費用を記載すること。
2. 構成設備が SMAP の設備を受けているプラントやビルである場合は、当該構成設備及び当該構成設備の一部を構成する構成設備に係る①-2、②-2、③-2、④-2、⑤-2、⑥-2、⑦-2、⑧-2、⑨-2、⑩-2の項目に関する記載を、それぞれ記載することとする。
3. それぞれの項目と同一の内容でない場合であっても、同等の特定施設行為を及ぼすための設備が設置されていると考えられる場合には、当該設備の概要、それぞれの項目に該当する設備の機能と記載すること。
4. ①-2、②-2、③-2、④-2、⑤-2、⑥-2、⑦-2、⑧-2、⑨-2、⑩-2、⑪-2の項目の記載をしないこととする旨を、特定重要施設の供給者又は構成設備の供給者が当該所長及び関係大臣に直接に提出することとする。このとき、特定重要施設の供給者又は構成設備の供給者は、それぞれの特定社会基盤事業又は特定重要施設の供給者に対し、あらかじめ、金融庁長官及び関係大臣に直接に提出することを報告することとし、報告を受けた特定重要施設の供給者は、特定社会基盤事業等に対し、報告を受けた旨を報告することとする。

7. 備考

注 用紙の大きさは、日本規格規格 A4 とすること。

様式第五（二）（第十条第二項関係）

緊急輸入等届出書（特定重要施設の重要維持管理等を行なった場合）

年 月 日

第 〇 頁

住 所
番 号
代表者の氏名

経済効果を一体的に課することによる安全協定の締結の促進に関する法律第 12 条第 11 項の規定により、重要維持管理等を行なったので、表のとおり届け出す。

1. 特定重要施設の重要維持管理等を行なうことが緊急やむを得ない場合である理由
- | |
|------------------------------------|
| ① 特定社会基盤設備の提供に支障が生じ、又は生ずるおそれがあったこと |
| ① 特定社会基盤設備の提供に支障が生じ、又は生ずるおそれがあったこと |
| ② ①が生じた時期及び期間 |
| ③ ①により特定社会基盤設備の供給に支障が生じた影響 |
| ④ ①に対する措置のため緊急に重要維持管理等を行なう必要があった理由 |
| ⑤ 緊急維持管理の理由によつては対応できなかった理由 |
- （2）緊急の適用を認める目的で特定社会基盤設備の安定供給に支障が生ずるおそれを生じさせたものでないこと

- | | |
|-----------|--|
| ① ①が生じた理由 | |
| ② ①が生じた時期 | |
| ③ ①が生じた期間 | |
| ④ ①が生じた期間 | |
| ⑤ ①が生じた期間 | |
| ⑥ ①が生じた期間 | |
| ⑦ ①が生じた期間 | |
| ⑧ ①が生じた期間 | |
| ⑨ ①が生じた期間 | |
| ⑩ ①が生じた期間 | |
| ⑪ ①が生じた期間 | |
| ⑫ ①が生じた期間 | |
| ⑬ ①が生じた期間 | |
| ⑭ ①が生じた期間 | |
| ⑮ ①が生じた期間 | |
| ⑯ ①が生じた期間 | |
| ⑰ ①が生じた期間 | |
| ⑱ ①が生じた期間 | |
| ⑲ ①が生じた期間 | |
| ⑳ ①が生じた期間 | |
| ㉑ ①が生じた期間 | |
| ㉒ ①が生じた期間 | |
| ㉓ ①が生じた期間 | |
| ㉔ ①が生じた期間 | |
| ㉕ ①が生じた期間 | |
| ㉖ ①が生じた期間 | |
| ㉗ ①が生じた期間 | |
| ㉘ ①が生じた期間 | |
| ㉙ ①が生じた期間 | |
| ㉚ ①が生じた期間 | |
| ㉛ ①が生じた期間 | |
| ㉜ ①が生じた期間 | |
| ㉝ ①が生じた期間 | |
| ㉞ ①が生じた期間 | |
| ㉟ ①が生じた期間 | |
| ㊱ ①が生じた期間 | |
| ㊲ ①が生じた期間 | |
| ㊳ ①が生じた期間 | |
| ㊴ ①が生じた期間 | |
| ㊵ ①が生じた期間 | |
| ㊶ ①が生じた期間 | |
| ㊷ ①が生じた期間 | |
| ㊸ ①が生じた期間 | |
| ㊹ ①が生じた期間 | |
| ㊺ ①が生じた期間 | |
| ㊻ ①が生じた期間 | |
| ㊼ ①が生じた期間 | |
| ㊽ ①が生じた期間 | |
| ㊾ ①が生じた期間 | |
| ㊿ ①が生じた期間 | |
2. 特定重要施設の概要
- | | |
|-----------------|--|
| 特定重要施設の概要 | |
| 特定重要施設の名称 | |
| 特定重要施設の機能 | |
| 特定重要施設の設置した場所 | |
| 特定重要施設を使用している場所 | |
- 〔記載上の注意〕
1. 「特定重要施設の機能」の欄には、第 1 条において定める特定重要設備のうち、該当するものを記載すること。
2. 「特定重要施設の名称」の欄には、同一の種類の特定重要設備から重要維持管理等を行なった特定重要設備を特定する事項（品名、型番等）を記載すること。
3. 「特定重要施設の機能」の欄には、特定社会基盤設備を安定供給に供するため特定重要設備が有する固有の役割を果たす作用を記載すること。

4. 「特定重要設備を設置した施設」及び「特定重要設備を使用している場所」の欄には、それぞれの場所の所在地を少なくとも都道府県を単位に記載することとし、国内に所在する場合は、これに相当するものを記載すること。

3. 重要維持管理等の委託の内容及び時期又は期間	
重要維持管理 業務の委託 の内容	目的 行われた重要 維持管理 等の内容 重要維持管 理等を行っ た又は行っ ている場所 重要維持管理等を行わ ない期間又は期間
(記載上の注意) 「重要維持管理等を行わせた時期又は期間」の欄には、単発・継続的ない 「重要維持管理等の委託の場合は当該重要維持管理等を行わせた時期を、反 復・継続的な重要維持管理等の委託の場合は当該重要維持管理等を行わせる 期間を記載すること。	

4. 重要維持管理等の委託の相手方に関する事項

(1) 重要維持管理等の委託の相手方

名称及び代表者 の氏名	
住所	
設立準拠法国等	

(記載上の注意)

- 個人である場合は、名称及び代表者の氏名」の欄には氏名を記載することとし、(以下この欄式において同じ)。
- 「設立準拠法国等」の欄にはその国名に当たって準拠した国名を特定した国又は地域の名称を記載すること(個人である場合は国名等を記載すること。以下この欄式において同じ)。
- 個人である場合は、名称及び代表者の氏名」の欄に記載する情報は、当該個人が金融庁長官及び財務大臣に直接提出することとする。このとき、当該個人は、特定社会福祉事業者に対し、あらかじめ、金融庁長官

及び財務大臣に直接提出することを報告することとする(以下この欄式において同じ)。

(2) 重要維持管理等の委託の相手方の組織主等の議決権の5%以上を直接に

名称又は氏名	設立準拠法国等又は 国名等	議決権保有割合(%) (議決した年月日)
①		
②		
③		
④		
⑤		
⑥		
⑦		

(記載上の注意)

- 議決権保有割合は、提出の日前2月以内の日における組織主等の議決権の割合を指す割合を、小数は以下第3条第2項第2号に準拠して記載すること(以下この欄式において同じ)。
- 「設立準拠法国等又は国名等」の欄は、議決権を保有する者が法人である場合には当該法人の設立準拠法国等、個人である場合は当該個人が当該個人が金融庁長官及び財務大臣に直接提出することとする。このとき、当該個人は、特定社会福祉事業者に対し、あらかじめ、金融庁長官及び財務大臣に直接提出することを報告することとする。

(3) 重要維持管理等の委託の相手方の役員		
氏名	生年月日	国籍等
①		
②		
③		
④		
⑤		
⑥		

(4) 重要維持管理等の委託の相手方における内閣府等との取引に係る売上

(注) 生年月日及び「国籍等」の欄に記載する情報及び当該情報に係る第9条第2項第2号に掲げる情報は、重要経営管理委員の委員の何方が全額所有又は支配する株式に当該情報に基づいて、あらかじめ、金融庁長官及び財務大臣に直接に提出することと報告することとする。

(4) 重要経営管理委員の委員会における外国政府等との取引に係る売上高の割合

年 月 日～年 月 日の3年間 該当あり(口)、該当なし(口)		
事業年度	外国政府等の名称	割合(%)

- 提出の日月の3月間の3月期に終了した前記の3事業年度のうち、いずれかの事業年度における重要維持管理等の委託の相手方の売上高の総額のうち10%以上の額又は総額に達する内閣府等との取引に係る売上高の割合のいずれかの割合が100分の25以上である場合は「該当あり」に印を付け、それ以外の場合は「該当なし」に印を付けること。
- 「内閣府等の名称」及び「割合」の欄に記載する情報は、重要維持管理等の委託の相手方が金融庁長官及び財務大臣に直接提出することができる。このとき、当該委託の相手方は、特定社会福祉事業者に対し、あらかじめ、金融庁長官及び財務大臣に直接提出することを報告することとする。

5. 重要維持管理等の委託に關する事項

行われた重要維持管理 業務の内容	
内容	重要維持管理等を行 った又は行っている 場所
委託 又は 期	重要維持管理等を再 委託して行われた時 期又は期間

名称及び代表者の氏 名	
氏名	代表 者の 設立準拠法国等
(記載上の注意) 「当季月日」及び「国名等」の欄に記載する情報は、重要維持管理等の委託の相手方が金融庁長官 及び財務大臣に直接提出することとする。このとき、当該委託の相手方は、特定社会福祉事業者に対し、あらかじめ、金融庁長官及び財務大臣に直接提出することを報告することとする。	
名称又は氏名	
設立準拠法国等又は 国名等	議決権保有割合(%) (議決した年月日)
①	
②	
③	
④	
⑤	
⑥	
⑦	
⑧	

氏名		
氏名	生年月日	国籍等
①		
②		
③		
④		
⑤		
⑥		
⑦		
⑧		

[illegible]

6. 重要維持管理等の委託に当たって特定社会基盤事業者が講ずる特定妨害行為を防止するための措置

[illegible][illegible][illegible]

含む。)に反していたことがことを確認している。		
②-2 特定社会公益事業等 ^イ は、再委託の相手等 ^ロ は、委託を受けた日から起算して逾る3年間の期間を有し、国内の環境法域や環境法に受け入れられた基準(それに基づいて食品や農産物に課せられる規制等を含む。)に反していたことがことを確認している。	☐	
※ 委託の相手方を通じて確認している場合も含む。		
③ 特定社会公益事業受託者、特定監視施設及び構成設備の供給者や委託(再委託を含む。)した重要維持管理等の適切なについて、外国の法的環境等により影響を受けることがないことを担保している。		
④-1 特定社会公益事業受託者は、委託の相手方が、外国の法的環境や外国主体の指令(外国の法令に代りてなされる指令の指示も含む。)によって、特定社会公益事業等との関係に適合する行為がなされている可能性がある場合、これを特定社会公益事業受託者に対して報告することを契約等により担保している。	☐	
④-2 特定社会公益事業受託者は、再委託の相手等が、外国の法的環境や外国主体の指令(外国の法令に代りてなされる指令の指示も含む。)によって、特定社会公益事業受託者は外国法に適合したものと関係に適合する行為が生じた可能性がある場合、これを特定社会公益事業受託者又は再委託を受けた者に対して、報告することを契約等により担保している。	☐	
※ 再委託を行った者を通じて担保している場合も含む。		
⑤ 特定社会公益事業受託者は、重要維持管理受託者 ^イ 又は再委託を受けた者 ^ロ を通じて、監視カメラやドローン等の映像撮影を得ることを目的とした監視を設置し又	☐	

は使用する場合、当該施設の供給者の本社員(該役者の取締役等が議決権の過半数を有する組織に保有する者の本社員を含む。)の立脚する場所の法的環境等により、当該施設の情報の漏洩の虞の発生が影響を受け(ない)ことを確認している。		
④ 特定社会公益事業受託者、特定監視施設及び構成設備の供給者や委託(再委託を含む。)の相手方に対して、我が国の法令に準拠する行為を期待することとする情報の提供が受けられることを契約等により担保している。また、契約締結後も当該情報について委託のあった場合に、適時に情報提供を受けられることを契約等により担保している。	☐	
⑤ 特定社会公益事業受託者は、委託の相手方及び再委託の相手等との関係、監視施設や資本関係等、事業計画や設備、重要維持管理等の実施状況、作業に必要とする者の知識・専門性、情報セキュリティに関する情報・経緯等)等に関する情報提供を受けられることを契約等により担保している。	☐	
また、特定社会公益事業受託者は、契約締結後に上記の事項について変更があった場合に、適時に情報提供を受けられることを契約等により担保している。		

(記載上の注意)

1. それぞれの項目の情報を満たしている場合には、□に印を付けること。印を付けた項目については、当該情報を満たしていることを証明する書類を添付すること。

2. それぞれの項目と同一の内容で満たす場合であっても、当該の特定監視行為を防止するための措置が実施できていると考えられる場合には、当該措置の内容を、それぞれの項目に添付する書類に添付すること。

3. ①、②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪、⑫、⑬、⑭、⑮、⑯、⑰、⑱、⑲、⑳、㉑、㉒、㉓、㉔、㉕、㉖、㉗、㉘、㉙、㉚、㉛、㉜、㉝、㉞、㉟、㊱、㊲、㊳、㊴、㊵、㊶、㊷、㊸、㊹、㊺、㊻、㊼、㊽、㊾、㊿、の順に記す。

①、②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪、⑫、⑬、⑭、⑮、⑯、⑰、⑱、⑲、⑳、㉑、㉒、㉓、㉔、㉕、㉖、㉗、㉘、㉙、㉚、㉛、㉜、㉝、㉞、㉟、㊱、㊲、㊳、㊴、㊵、㊶、㊷、㊸、㊹、㊺、㊻、㊼、㊽、㊾、㊿、の順に記す。

①、②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪、⑫、⑬、⑭、⑮、⑯、⑰、⑱、⑲、⑳、㉑、㉒、㉓、㉔、㉕、㉖、㉗、㉘、㉙、㉚、㉛、㉜、㉝、㉞、㉟、㊱、㊲、㊳、㊴、㊵、㊶、㊷、㊸、㊹、㊺、㊻、㊼、㊽、㊾、㊿、の順に記す。

①、②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪、⑫、⑬、⑭、⑮、⑯、⑰、⑱、⑲、⑳、㉑、㉒、㉓、㉔、㉕、㉖、㉗、㉘、㉙、㉚、㉛、㉜、㉝、㉞、㉟、㊱、㊲、㊳、㊴、㊵、㊶、㊷、㊸、㊹、㊺、㊻、㊼、㊽、㊾、㊿、の順に記す。

等の委託の相手方は、特定社会公益事業受託者に対し、報告を受けた旨を報告することとする。

7. 備考

注 用紙の大きさは、日本縦書き用紙A4とすること。

様式第六（第二十条関係）

様式第六（第二十条関係）

報告の応請等に関する通知書

年 月 日

殿

住所
氏名
代表者の氏名

経済政策を一体的に課することによる安全保障の確保の徹底に関する法律
第10条第1項（第10条第2項において準用する場合を除く。）第10条第2項、第10条第3項において準用する同条第2項において準用する第10条第2項、第10条第3項において準用する第10条第2項（第10条第2項）の規定により。

年 月 日付番 号をもって送付された 重要個人情報開示書
決定の届出書

に際し 特定重要個人情報の開示 内容変更 の報告について、下記の
重要維持管理等の委託 中 止 の報告について、下記の
とおり通知します。

記

1. 報告の別（該当分□）	イ 応請する。	ロ 応請しない。
2. 応請しない場合の理由		

注 用紙の大きさは、日本縦書き用紙A4とすること。

様式第七（一）（第二十三条第二項及び第五項関係）
個人等計画書の変更の届
（特定重要設備の導入を行う場合）

年 月 日

所
在
地
所
長
兼
代表者の氏名

経済産業省を一括的に課することによる安全保障の確保の観点に関する法律第54条第1項の規定により、個人等計画書の変更を行うので、次のとおり届け出ます。

1. 変更を行う届出	届出年月日	導入等計画書の届出をした年月日
	変更の届出又は報告をした年月日（複数あるときは、その最遅のもの）	変更の届出又は報告をした年月日（複数あるときは、その最遅のもの）
2. 変更事項	特定重要設備の種類及び名称	
3. 変更の内容	変更前	変更後
4. 変更の理由		
5. 変更の時期		
6. 備考		

（記載上の注意）

1. 「1. 変更を行う届出」の「変更の届出又は報告をした年月日（複数あるときは、その最遅のもの）」の欄には、この届出を除き、届出又は報告をした最遅のもの（年月日）を記載すること。

2. 特定社会基盤事業者以外の者が、金融庁設置及び財務大臣に直接に届出することができる項目について変更をする場合は、当該変更をする者が、当該変更の内容及び当該変更の内容を記する書類について金融庁長官及び財務大臣に直接に届出することができる。このとき、当該変更をする者は、特定社会基盤事業者又は特定重要設備の設置等に対し、あらかじめ、金融庁設置及び財務大臣に直接に届出することを報告することとし、報告を受けた特定重要設備の所長等は、直轄なく、特定社会基盤事業者に対し、報告を受けた旨を報告することとする。

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第七（二）（第二十三条第二項及び第五項関係）
個人等計画書
緊急導入等届出書
の変更の届
（特定重要設備の重要維持管理等を行う場合）

年 月 日

所
在
地
所
長
兼
代表者の氏名

経済産業省を一括的に課することによる安全保障の確保の観点に関する法律第54条第1項の規定により、個人等計画書（緊急導入等届出書）の変更を行うので、次のとおり届け出ます。

1. 変更を行う届出	届出年月日	導入等計画書（緊急導入等届出書）の届出をした年月日
	変更の届出又は報告をした年月日（複数あるときは、その最遅のもの）	変更の届出又は報告をした年月日（複数あるときは、その最遅のもの）
2. 変更事項	特定重要設備の種類及び名称 重要維持管理等の委託の内容	
3. 変更の内容	変更前	変更後
4. 変更の理由		
5. 変更の時期		
6. 備考		

（記載上の注意）

1. 「1. 変更を行う届出」の「変更の届出又は報告をした年月日（複数あるときは、その最遅のもの）」の欄には、この届出を除き、届出又は報告をした最遅のもの（年月日）を記載すること。

2. 特定社会基盤事業者以外の者が、金融庁設置及び財務大臣に直接に届出することができる項目について変更をする場合は、当該変更をする者が、当該変更の内容及び当該変更の内容を記する書類について金融庁長官及び財務大臣に直接に届出することができる。このとき、当該変更をする者は、特定社会基盤事業者又は重要維持管理等の委託の相手方に対し、あらかじめ、金融庁長官及び財務大臣に直接に届出することを報告することとし、報告を受けた重要維持管理等の委託の相手方は、直轄なく、特定社会基盤事業者に対し、報告を受けた旨を報告することとする。

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第八（一）（第二十三条第六項関係）
変更の内容を記載した導入等計画書
（特定重要設備の導入を行う場合の導入等計画書の変更をした場合）

期

年 月 日

住 所
番 号
代表者の氏名

経済施策を一時的に課することによる安全確保の確保の推進に関する法律第54条第1項の規定により、導入等計画書の変更をしたので、同条第3項に基づき、次のとおり届け出ます。

1. 変更の内容		
(1) 変更をした理由	提出年月日	導入等計画書の提出をした年月日 変更の届出又は報告をした年月日（複数あるときは、その最遅のもの）
	特定重要設備の種別及び名称	
(2) 変更事項		
(3) 変更の内容	変更前	変更後
(4) 変更の理由		
(5) 変更の時期		
(6) 備考		

（記載上の注意）

1. 「(1) 変更をした理由」の「変更の届出又は報告をした年月日（複数あるときは、その最遅のもの）」の欄には、この届出を除き、届出又は報告をした最遅のもの中年月日を記載すること。
2. 特定社会基盤事業者以外の者から、施設等管理又は同条第4項に規定し得ることができ得る事項について変更をした場合は、当該変更をした者が、当該変更の内容及び当該変更の内容を認める事項について金融の取組及び財務状況に支障を及ぼすことがないことを、当該変更をした者が、特定社会基盤事業者又は特定重要設備の供給者に対し、あらかじめ、金融庁長官及び関係行政官に通知することと報告することとし、報告を受けた特定重要設備の供給者は、適宜なり、特定社会基盤事業者に対し、報告を受けた旨を報告することとする。

2. 特定重要設備の導入を行う場合の導入等計画書の変更することが緊急やむを得ない場合であった理由

(1) 特定社会基盤設備の提供に支障が生じ、又は生ずるおそれがあったことその他の内容	
① ①が生じた時期及び期間	
② ①により特定社会基盤設備の提供に支障が生じた事実	
③ ①に対する措置のための緊急に導入を行う必要があった理由	
④ 導入等計画書の変更の期間の経過によつては対応ができなかった理由	
(2) 緊急の発生を免れる目的で特定社会基盤設備の代替的な提供に支障が生ずるおそれを生じたものでないこと	
① (1) ①が生じた時期	
② (1) ①の発生を回避できなかった理由	

(3) 他の事業者から特定重要設備の導入を緊急に行うことが支障の発生又は発生のおそれのために必要であったこと	
① (1) 特定社会基盤設備の提供及び特定重要設備に生じた支障の内容	
② (1) ①と緊急に行った導入との関係	
(4) 特定重要設備の導入を緊急に行う場合に適当な方法がなかったこと	
① 緊急に導入を行う以外に検討した他の方法の内容	
② ①の手続きによつては(1) ①に対応できなかった理由	

注 用紙の大きさは、日本標準規格A4とすること。

様式第八（二）（第二十三条第六項関係）
変更の内容を記載した 導入等計画書
（重要設備等管理を行う場合の導入等計画書（緊急導入等届出書）の変更をした場合）

期

年 月 日

住 所
番 号
代表者の氏名

経済施策を一時的に課することによる安全確保の確保の推進に関する法律第54条第1項の規定により、導入等計画書の変更（第54条第3項において準用する同条第3項の規定により、緊急導入等届出書の更新）をしたので、同条第3項に基づき、次のとおり届け出ます。

1. 変更の内容		
(1) 変更をした理由	提出年月日	導入等計画書（緊急導入等届出書）の提出をした年月日 変更の届出又は報告をした年月日（複数あるときは、その最遅のもの）
	特定重要設備の種別及び名称 重要設備等管理の委託の内容	
(2) 変更事項		

	変更前	変更後
（３）変更の内容		
（４）変更の理由		
（５）変更の時期		
（６）備考		

（記載上の注意）

１．「（１）変更をした届出」の「変更の届出又は報告をした年月日（複数あるときは、その最近のもの）」の欄には、この届出を除き、届出又は報告をした最近のもの（の年月日）を記載すること。

２．特定社会基盤事業者以外の者が、金融庁長官及び財務大臣に直接に届出することができるとする項目について変更をした場合は、当該変更をした者が、当該変更の内容及び当該変更の内容を記する書類について金融庁長官及び財務大臣に直接に届出することができる。このとき、当該変更をした者は、特定社会基盤事業者又は重要維持管理等の委託の相手方に対し、あらかじめ、金融庁長官及び財務大臣に直接に届出することを報告することとし、報告を受けた重要維持管理等の委託の相手方は、遅滞なく、特定社会基盤事業者に対し、報告を受けた旨を報告することとする。

３．特定重要設備の重要維持管理等を行わせる場合の導入等計画書の変更をすることが緊急又は急迫した場合に限り、又は生ずるおそれがあったこと

① 特定社会基盤設備の提供に生じた支障又は生ずるおそれの程度	
② ①が生じた時期及び期間	
③ ①により特定社会基盤設備の提供に生じた影響	
④ ①に対する措置のため緊急に重要維持管理等を行わせる必要があった理由	
⑤ 導入等計画書の変更の届出によっては対応できなかった理由	

（２）特定の適用を受ける目的で特定社会基盤設備の安定的な提供に支障が生ずるおそれを生じたこと又は生ずるおそれがあること

① ① ②が生じた理由

② ① ②を把握した時期

③ ① ②の発生を回避できなかった理由

（３）他の事業者に委託して重要維持管理等を緊急に行わせることが支障の除去又は発生防止のために必要であったこと

① ① ②（特定重要設備の提供及び特定重要設備に生じた支障の内容）

② ③ ④と緊急に行われた重要維持管理等の届出

（４）特定重要設備の重要維持管理等を緊急に行わせる場合に適当な方法がなかったこと

① 緊急に重要維持管理等を行わせるために生じた支障の手段の内容

② 他の手段によっては ① ①に対応できなかった理由

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第九（一）（第二十五条第一項関係）

導入等計画書の更新の届出書
（特定重要設備の導入を行う場合の導入等計画書の更新をした場合）

年	月	日
届	出	書
代	表	者
の	氏	名

導入等計画書に係る事項につき変更をしたので、随時随時一時的に建することによる安全確保の確保に関する法律第54条第4項の規定により、次のとおり報告します。

	届出年月日	導入等計画書の届出をした年月日	
1. 変更をした届出	変更の届出又は報告をした年月日（複数あるときは、その最近のもの）		
2. 変更事項	特定重要設備の提供及び設備		
3. 変更の内容	変更前	変更後	
4. 変更の理由			
5. 変更の時期			
6. 備考			

（記載上の注意）

- １．「（１）変更をした届出」の「変更の届出又は報告をした年月日（複数あるときは、その最近のもの）」の欄には、この届出を除き、届出又は報告をした最近のもの（の年月日）を記載すること。
- ２．特定社会基盤事業者以外の者が、金融庁長官及び財務大臣に直接に届出することができるとする項目について変更をした場合は、当該変更をした者が、当該変更の内容及び当該変更の内容を記する書類について金融庁長官及び財務大臣に直接に届出することができる。このとき、当該変更をした者は、特定社会基盤事業者又は特定重要設備の提供等に対し、あらかじめ、金融庁長官及び財務大臣に直接に届出することを報告することとし、報告を受けた特定重要設備の提供等し、遅滞なく、特定社会基盤事業者に対し、報告を受けた旨を報告することとする。

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第十（第二十五条第三項関係）

査(緊急導入等届出書)に係る事項につき変更をしたので、経済産業省による安全確保の確保の推進に関する法律第54条第4項第5項において準用する同条第4項の規定により、次のとおり相

1. 「1. 変更をした届出」の「変更の届出又は報告をした年月日（以後略する。）その直近の年度の」の欄には、この届出を添付し、届出が提出された直近の年度の年月日を記載することとする。

2. 特定社会基盤整備事業者以外の者が、金融庁長官及び財務大臣に直接に提出することのできる項目について変更をした場合は、当該変更をした者が、当該変更の内容及び当該変更の内容を証明する書面について金融庁長官及び財務大臣に提出することができる。このとき、当該変更をした者は、特定社会基盤整備事業者として認められ、金融庁長官及び財務大臣に対して、特定社会基盤整備事業者と同等の取扱いを受けることとなる。併せて、併せて受けた金融機構管理業務の取扱い方は、併用することとし、併せて特定社会基盤整備事業者に対し、報告を受けた取扱いを受けることとする。

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

書（緊急輸入等届出書）に係る事項につき変更をしたので、経済産業省による安全保障の確保の推進に関する法律第54条第4項において準用する同条第4項の規定により、次のとおり相

導入等計画書(緊急導入等届出書)に係る事項につき変更をしたので、経済産業省を一体的に誘導することによる安全保障の確保の推進に関する法律第54条第4項(第54条第5項において準用する同条第4項)の規定により、次のとおり相変します。

	供 給 者	名称		
		住所		
		設立 年 月 日		
		業 種		
		変更を行った時期		
		変更を行った理由		
1. 概要				

(記載上の注意)

1. 「1. 変更をした届出」の「変更の届出又は報告をした年月日(複数あるときは、その直近のもの)」の欄には、この録書を除き、届出又は報告をした直近のものの年月日を記載すること。
2. 構設設備の追加又は削除を行った場合には、「変更前」と「変更後」の欄に「追加」と「削除」と記載すること。

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第十一（第二十六条関係）

年		月		日		まで有効	
期	名	氏	名	氏	名	氏	名
(写真)				経済効果を一時的に減ずることによる完全保証 の提供の意思に関する法律第36条第2項の規定 による立入検査票			
				(特 定 欄)			

経済効果を一時的に減ずることによる完全保証の提供の意思に関する法律第36条第2項の規定による立入検査票

1 主務大臣は、第五十一條、第五十二條の規定及び第十條並びに第五十五條第一項及び第二項の規定の施行に必要な限度において、関係行政機関の長に対し、その行う関係行政機関の業務に關し必要な検査若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、特定行政機関の業務の執行若しくは施設の管理に關し必要な検査若しくは資料の提出を求め、若しくは該職員、該関係行政機関の職員を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の識別のために必要な服装をした状態でなければならない。

3 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

4 第五十一條、第五十二條の規定の施行に關する場合は、当該関係行政機関の長は、三十日以下の期間に於て、

一、該、（略）

五、 関係行政機関の長は、第五十一條、第五十二條の規定及び第十條並びに第五十五條第一項の規定による検査若しくは資料の提出を求め、若しくは該関係行政機関の長に対し、該関係行政機関の業務の執行若しくは施設の管理に關し必要な検査若しくは資料の提出を求め、又は該関係行政機関の職員に對して検査を求め、若しくは該関係行政機関の職員を検査させることができる。

（備考） 記載の大きさは、日本度量衡法による。